



住宅修理の勧誘にご注意！

消費生活センター ☎ 4433・9078

アドバイス

◇勧誘されても、その場で
契約をしないようにしましょう

◇修理業者から高額なサポート
手数料を請求される
場合があります。不要な
らきっぱり断りましょう

◇訪問販売や電話勧誘販売
による契約に該当する場
合には、契約書面を受け
取ってから8日間以内で
あればクーリング・オフ
できます

※少しでも不安に思った
場合は、消費生活センタ
ーへご相談ください。

「火災保険などの損害保
険を使って自己負担なく住
宅の修理をしませんか」「ド
ローンを飛ばして屋根を点
検しませんか、保険金請求
をサポートします」といつ
た住宅修理サービスの勧誘
に注意しましょう。

ポイント

経年劣化の損害であれば、
原則保険支払いの対象には
なりません。「自然災害で
住宅が壊れた」などと保険
金請求をし、それが嘘だと
分かった場合、保険契約が
解除され、支払われた保険
金の返金を求められる場合
があります。

